

インド特許庁、商品地理的表示(登録・保護)規則 2020 年改正を公表

2020 年 9 月 1 日
JETRO ニューデリー

2020 年 8 月 28 日、インド特許意匠商標総局(CGPDTM、以下「インド特許庁」と称する)は、商品地理的表示(登録・保護)規則 2020 年改正(The Geographical Indications of Goods (Registration and Protection) (Amendment) Rules, 2020)を公表した¹。本規則は、2002 年商品地理的表示(登録・保護)規則を改正したものであり、官報への掲載と同時に施行される。改正の概要は、以下のとおりである。

1. 従来、規則 56において、地理的表示の正規使用者(Authorised User)として登録しようとする者は、その地理的表示の所有者と共同で地理的表示登録官に申請を行わなければならない、と規定されていた。本改正では、共同で申請を行う必要はなく、正規使用者として申請があった場合、その申請は登録官に通知されるとともに、申請の写しが所有者に送付されることとなった。
2. 従来、規則 59において、登録官は、申請を行った正規使用者について、所定期間に内に異議申立がない、もしくは、異議申立が却下され、かつ、審判請求期間が終了したのに、所定の手数料を添えた登録証の交付請求書を受領した場合に、当該使用者を登録簿に記入する、と規定されていた。本改正では、「審判請求期間が終了」、および、「所定の手数料を添えた登録証の交付請求書を受領した場合」といった要件が削除され、登録官は、所定期間に内に異議申立がない、もしくは、異議申立が却下された場合には、正規使用者を登録簿に記入することとなった。

上記のほか、本改正には、申請書類の様式変更などが含まれる。本改正では、主に地理的表示を使用しようとする者への便宜が図られており、地理的表示を活用するための実務に即したものであると考えられる。

詳細については、インド特許庁ウェブページを参照されたい。

以上

¹ http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/708_1_Notification-GI_amendment_rules.pdf